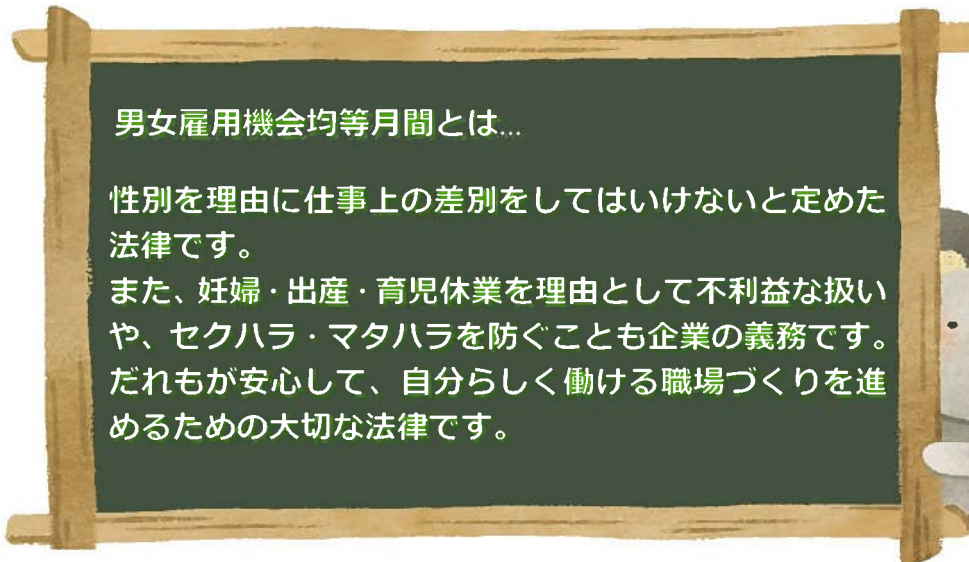




6月 は男女雇用機会均等月間です



～均等法Q&A～

事業主の方からお問い合わせ

～募集・採用～

(問)

正社員を募集したいのですが、女性が応募してきた場合は結婚や妊娠で退職するかもしれないので期間契約社員として採用とすることにしても良いでしょうか。

(答)

正社員について男性のみ応募を受け付け、女性については別の区分で採用することは、均等法に違反します。募集・採用について男女均等な取扱いの徹底をお願いします。

働いている方からのお問い合わせ

～解雇・退職勧奨・雇止め～

(問)

(女性労働者からの質問)

上司が自分や他の女性に対して「子供が小さいんだから辞めたらどうか」と何度も言います。退職しなくてはならないのでしょうか。

(答)

退職する必要はありません。働き続けるつもりであるということを上司に伝えましょう。男女いずれかに対してのみ退職勧奨を行うことや解雇の対象とすることは均等法に違反します。

働いている方からのお問い合わせ

(問)

派遣社員として働いています。派遣先の社員からセクシュアルハラスメントを受けているため、派遣元の上司に相談したところ、うまくやってくれと言われました。どうすればいいのかわからず悩んでおり、精神的にまいってしましそうです。どうしたらよいでしょうか。

厚生労働省IPより

～派遣先でのセクシュアルハラスメント～

(答)

事業主は、派遣元・派遣先を問わずセクシュアルハラスメント防止対策を講じ、相談が寄せられた場合は適切に対応しなければなりません。

派遣元及び派遣先に相談窓口がなかったり、相談しても対応してくれない場合は雇用環境・均等部(室)へご相談ください。

詳しくは、厚生労働省男女雇用機会均等法Q&Aをご覧ください。

問い合わせ先:

鳥取労働局雇用環境・均等室(0857-29-1709)

中央人権福祉センタープラザ 1階ホール

1階のフリースペースでは、談話や休憩をしていただけます。

図書・人権啓発資料を配架していますので、ご自由にご覧ください。



無料相談

6月 人権・生活相談 日程



カウンセラー相談

【開催日】 6月9日(火)・23日(火)
【時間】 ①15:00~15:50
②16:00~16:50

【定員】 各回1人

夜間弁護士相談

【開催日】 6月18日(木)
【時間】 ①18:30~19:00
②19:15~19:45
③20:00~20:30

【定員】 各回1人

【より親しんでいただける広報紙へ!】

人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
アンケートにお答えいただけましたら幸いです。 回答はこちらから

